

日蓮聖人の神祇観

—天照太神・八幡大菩薩を中心として—

上 田 本 昌

仏教がわが国に伝来してより、互いに影響し合ってきたものの一つに神道がある。これはわが国の建国以来、国体及び理想を示すものとして、榮えて来た宗教である。従って、奈良朝時代に至り仏教が伝って来る以前にあっては、唯一個有の宗教として広まり、上代人の間で尊ばれて来ている。これは建国史にまつわる神話の上からも考えられることであろう。

この上代人がどうして古来からの宗教のほかに、外国から入って来たもう一つ別の宗教を求めて行ったのであろうか。と云うに、その当時に於ける唐の国の文化は、わが国より遙かに秀れており、文字を始めとして曆や易学、或いは農工・医薬等の生活水準が全般的にわたって、わが国上代人の目を驚かしたものである。この外国異民族の文化に好奇と讚嘆の念をいだいた人々は、その伝えられた宗教についても、全く無関心ではいらなかったのである。寧ろ彼等は、伝来された宗教、即ち仏教を通して先進文化の吸収に努力しようとしたのである。

それは仏典と共に土木建築・産業技術などが輸入され、遣唐船に乗った僧侶の手によって、中国の文化はわが国にもたらされていった点から考えてみても充分首肯できよう。また事実わが国の文化に於ては、仏教を離れて考えることはできないと云って、敢て過言ではない。

さて、此のような関係にある仏教が、わが国本来の神道と、どのような関連をたどって来たのであろうか、と云うに、もとより伝来の当初から何んの摩擦もなく、そのまゝ受容されて行ったのではない。先進国の文化に憧れる反面、在来の宗教を守ろうとする一派の輸入された宗教に反対する動きも、相当に強く現れて来たのであるが、これとても純粹な宗教心の中から起った運動と云うのではなくして、なかば政治的な権力斗争と結び付いたものであったのである。

然し、こうした摩擦を除いては、仏教はあたかも陽に向って溶ける氷のように、次第とわが国の中に浸透して行ったのであり、神道との関係も又、自ずと融和して行ったのである。寧ろ時が流れるに従って、仏教はその思想の中に於て、神道を包認しつつ開顕して、更に意義あらしめようとする傾向を持って行ったのである。

今、此の本論に於ては、特にそうした一面をとり挙げ、日蓮聖人の見た神道がどのようなものであるか、その一端を窺ってみようとするものである。日蓮聖人は神道、即ち天照太神を重視しておられる。これは八幡大菩薩と共に、曼荼羅の中にも、その名目が掲げられている点からみても知れるところである。従って、爰では神道の主神たる天照太神並びに八幡大菩薩を中心として、みて行くことにしたい。尚更にこの点をすゝめることにより、日蓮聖人の曼荼羅についてその意義を知る上の一助ともなりうるのではないか、と考えられるからでもある。

神道の主神である天照太神については、『神国王御書』を始めとして、『諫曉八幡鈔』等その他の祖書の中に、数多く散見されるところであつて、日蓮聖人にとっては、かなり早い時期から、天照太神に対する関心が、相当に深いものであつたようである。その理由は日蓮聖人誕生の地が「神」とゆかりの深い関係にあつたことを先ず考えてみなければならぬであらう。

(1)「安房、国東条、郷、辺国なれども日本国の中心のごとし。其故は天照太神跡を垂れ給へり。昔は伊勢、国に跡を垂させ給てこそありしかども、国王は八幡加茂等を御帰深ありて、天照太神の御帰依浅かりしかば、太神暱おぼせし時、源、右將軍と申せし人、御起請文をもつてあをか（会加）の小太夫に仰つけて頂戴し、伊勢の外宮にしのびをさめしかば、太神の御心に叶はせ給けるかの故に、日本を手ににぎる將軍となり給ぬ。

(2)此人東条郡を天照太神の御栖と定めさせ給。されば此太神は伊勢の國にはをはしまさず、安房、国東条の郡にすませ給か。

(3)例ば八幡大菩薩は昔は西府にをはせしかども、中比は山城、国男山に移り給。今は相州鎌倉鶴が岡に栖給。これもかくのごとし。

(4)日蓮、一閻浮提の内、日本国安房、国東条、郡に始て此の正法を弘通し始たり。」①

これは『新尼御前御返事』の一文であるが、(1)の文意とするところは、安房の国東条の郷は天照太神の跡を垂れ給うた土地であるが故に、たとえ辺狭の地と雖も、日本の中心と云うことができよう。と云うのである。つまり天照太神

をもって日本の中心とみなしている点にあると考えられる。国内諸神の主神に当る天照太神にゆかりの深い土地に出生された聖人としては、当然のことながら幼少の頃より、こうした神道的なムードにふれて来られたことが理解できるのである。

安房には「安房神社」があり安房郡はその神郡であったのであるが、その上更に聖誕の地たる東条の郷は、源頼朝が元暦元年に伊勢神宮外宮の御厨として、寄進した土地であった。故に「太神の心に叶いて、日本を手ににぎる將軍となり給ひぬ。」と云う歴史の事実を当時の人々は眼前にし、しかも(2)の文章が示す通りに、太神は今や伊勢ではなく、此の安房に「すませ給ふか」と云うのである。聖人のこうした考えは、やがて、その太神のまします生国東条の郡に、始めて法華経を弘通し始めたのであるとする(4)の文章につながるのであって、太神と正法たる法華経弘通との関連が、爰に生れて来るのである。

聖人の思想内に於ける神道的色彩は、こうして早い内から、かゝわりがあったものとみなしうるのである。聖人の一代を一般に鎌倉・佐渡・身延の三期に分類しているが、その初期に当る鎌倉期の代表著作たる『立正安国論』の中に、金光明経・大集経・仁王経等の經典を証として、「フ善神聖人捨レ國去レ所。是レ以レ惡鬼外道成レ災致レ難矣。」と論断されているが、此の「善神」とは、「日本守護の天照太神八幡大菩薩」を中心とする日本国守護の諸天善神を指すのである。しかも聖人の立場からすると此の天照・八幡を代表とする「日本国守護の諸天善神」は、同時に「法華経の行者守護」の使命を帯ているものとみなすのである。此の聖人の「守護神観」は後に佐渡期をへて、身延期に至る頃になると、更に積極的な見解を持たれるようになり、天照・八幡を含めて、すべての諸天は皆これ法華経の守護神たる使命を負うものであることを明かにし、天照・八幡はその守護神の中の一分として、わが日本国を担当する善

神であると云うむしろ逆説的な考えに發展して来るのである。

即ち、法華経の行者を「諸天昼夜常為法故而衛護之。」^③と云う経証に照して、すべての善神を、行者擁護の天地祇と見ているようである。故に、妙法大曼荼羅を見ると、そこには法華経に描かれた鬼子母神・十羅刹女・及び日月明星・天照八幡等を始め、数多くの神々が名をつらねているのを見てもはつきりするであろう。言換れば聖人は、法華経に關係した神々は勿論、国土や広く仏典の全般にわたって出て来る諸天を、すべて「行者守護の善神」として、その悉くを末法に於ける法華経行者の守護を司る神として規定したところに特色が窺えるのである。尚、この聖人に於ける守護神観は、既に「日月・明星」を中心として、本誌に発表してあるので、爰ではその詳細にわたり論究は省略することとし、専ら「天照・八幡」を中心としての神祇観を見て行くことにしたい。

三

聖人の「日本守護の天照太神・正八幡」は、かくして「法華経守護」の諸天善神の重要な一員とみなされるに至ったのであるが、これは、

(5) 「当レ知八幡大菩薩は正法を力として王法をも守護し給ける也。」

(6) 今又日本国一万一千三十七の寺竝に三千一百三十二社の神は、国家安穩のためにあがめられて候。

(7) 而に其寺々の别当等、其社々の神主等は、みなくあがむるところの本尊と神との御心に相違せり。

(8) 彼々の仏と神とは其身異体なれども、其心同心に法華経の守護神也。^⑤

と『諫曉八幡抄』に述べられている如く、(5)の「正法」の法味を力として、日本の王法を守護するものであり、天照

・八幡を中心として国中の神社は、(6)の文の如く国家安穩を司る守護神として、一般から尊崇されているのである。ここで云う正法とは、云う迄もなく諸経中最第一たる法華経を指すのであるが、その法華経は単に大藏經典の中の一つとしての法華経ではない。本門の教主釈尊によって開顯された常住不壞の真理(本法)を云うのである。聖人によればすべての諸仏諸天は久遠本仏の前で、法華経行者守護の誓願をしているのであり、その諸仏諸天は法華正法の法味によって、守護の力を得ると云うのである。正法なき処には「普神住み給はず」であり「捨国去所」と云う結果を生じ、災厄を招くことになるのである。故に(7)の文に示す如く、神社の主らは本尊との御心に相違して、此の正法によらうとせず、徒に権法をもって神意に反していることになるのである。「別当と社主等は、或は真言師、或は念仏者、或は禪僧、或は律僧なり。皆一同に八幡等の御かたきなり。」と云う一文から(7)の別当社主が具体的に示されている。

また(6)に挙げられた数多の神社は、(8)の如く「異体同心の法華経守護神」と見なしているのであるが、これは更に前述の「久遠本仏」の最も根本となる立場からすると、すべての諸仏諸神は、「本仏の分身散体」として、「天月の水にその影を浮ぶるが如き」存在として見る事が出来るのである。

此の「本地垂迹」又は「権現」と一般に云われる「分身散体」説から、ひるがえって「日本国守護の天照・八幡」を見た場合、明らかに「法華経行者守護の天照・八幡」として当然考えられて来ることになるのである。更に究極的には「本仏分身の天照・散体の八幡」と云う立場にまで到達することになるであろう。即ち「日本国守護」から更に、「法華経守護」への性格賦与がなされているのであり、本仏への帰属である。

是を要するに、(6)の文で示された国内勧請の社寺は、すべて(8)の文の如く異体同心にして法華経の守護神であり、

此の国内守護神を代表する神が、即ち天照・八幡である、と云うことになるのである。

四

そこで次に、わが国守護の代表神たる天照・八幡について、その神体に関する聖人の考えを推見してみよう。すでに(1)の文でも明らか如く、天照太神の在る地を以て「日本国の中心」としておられる点、又(5)の文が示すように、八幡の王法をも守護すると云う点、更に「此国の主、八幡大菩薩」と云う点からみて、^⑦此の両神を極めて重く見ておられることが知れよう。たんに守護を司ると云うにとどまらず、国内に於ける中心の神又は主神として扱っているのである。

『神國王御書』によると、次の如くわが国の神祇に関する詳細な記述がなされている。

(9)「国主をたづぬれば神世十二代、天神七代・地神五代、天神七代、第一者国常立尊、乃至第七伊弉諾尊男也。伊弉册尊妻也。地神五代の第一は天照太神伊勢太神宮日神是也。いざなぎいざなみの御女也。」

(10)第一の王は神武天皇、此はひこなきさの御子也。乃至第十四は仲哀天皇^{八幡}。第十五は神功皇后^{八幡}御母也。第十

六は応神天皇^{ニシキ}仲哀神功御子、今の八幡大菩薩也。^⑧」

右の文の中で、(9)は天照太神についての説明であり、天神七代と地神五代の十二代に於ける「神世」について述べ、天照太神は地神の第一代であって、天神第七代伊弉諾尊・伊弉册尊の御女に当ることになるのである。従って天照は神世の地神であり、神國と云われるわが國の第一代地神として崇められていることになる。即ち、國造の神たる伊弉諾・伊弉册の尊によって、わが國造りがなされ、その御女に当る天照太神が垂迹して地神第一代となり、第五代彦波

激武鷲鷲草葺不合尊ヒゲタケシラカサキまで続き、以上で地神の神代が終り、次に「人王」の時代に移るのである。その人王第一代は神武天皇であり、これは彦波瀲の御子に当るのである。

従って、⑩の八幡大菩薩は、人王第十六代応神天皇のことであり、『四糸金吾許御文』によれば、^⑧更にくわしく八幡の興味ある物語が記述されている。「男山の主、我朝の守護神、正体めづらしからずして靈験新たにおはします。」とも、又「八幡大菩薩の御誓は、月氏にては法華経を説て正直捨方便となら給ひ、日本国にしては正直の頭にやどらんと誓ひ給ふ。」とも記されている。

地神第一代の天照の子孫に当る人王第十六代の応神帝が、即ち八幡と云うことになるのであるから、天照と八幡の関係は、「地神」とその子孫たる「人王」との関係と云うことになり、天照が主、八幡は従、と云う系統を持つことになるであろう。「問ふ神の次第如何、答ふ天照太神を一座と爲し、八幡大菩薩を第二座と爲す。」^⑩とあるを見ても肯けよう。わが国が古来、「神国」或いは「神州」と称せられるに至ったのは、こうした神々及びその子孫によって、常に守護されて来ていると云う考え方によるものであると思える。

聖人はこうした関係にある天照と八幡、即ち「神」と「人王」との間柄からして、国主・天皇を崇めなければならぬ尊貴な存在として見て来られていたのではなからうか。「日本国の王となる人は天照太神の御魂の入りかわらせ給ふ王也。」^⑪と云う考え方が生れるに至ったのも、此のためと云えよう。故に人王安徳天皇の入水を始めとして、後鳥羽・土御門・順徳の各天皇の遠島流刑、幕府の権力専横等、人王の存在が全く軽視されたことに対し、「日蓮大に疑て云く」と、天照八幡の守護なきは如何なる理由によるものであるかを考え、「其上神は又第一天照太神・第二八幡大菩薩・第三は山王等の三千余社。昼夜に我國をまほり、朝夕に國家を見そなわし給ふ。」^⑫にもかゝらず、国内

の乱れが治らないのは何故であろうか。「天照太神は玉体に入りかわり給はざるか。八幡大菩薩の百王の誓はいかにとなりぬるぞ。」と疑を發し、その答を經典に求められ、「国土の盛衰を計ることは仏鏡にはすぐべからず。」とし、『安国論』で引証された諸經典に徴して、前記(5)の「正法の力」を失った為に、その威力を發揮できず「捨国去処」の状態にありと云う結果を見出されているのである。『開目鈔』には、正法が失せ果てし故をもって、「天照太神・正八幡・山王等諸守護の諸大善神も法味をなめざるか、國中を去り給ふかの故に、悪鬼便を得て国すでに破れなんとす。」⁽¹⁰⁾とあり、天照八幡等の守護なきをもって、国破れんとする要因とみなしているのである。

こうした点からもわかる如く、天照八幡の守護が、わが国にとって如何に大事な意義を持ったものであるか、またこうした守護神の威力の源となる正法が、如何に不可欠の重要な存在であるかが知れよう。

五

上来の考察により、神体に関する概観を窺ったのであるが、天照は地神としての「大神」であり、八幡は人王としての「大菩薩」として、一応の区別がつけられ、「神」と「菩薩」と云う語感の上から、一般には全く此の両者が異質のものとし、異った分野の神であり菩薩であると考えられて来ていたのであるが、聖人にとっては共に法華經守護の善神であり、文永十一年身延山で図顕せられた曼陀羅本尊の中には、「南無天照八幡等諸仏」⁽¹¹⁾と注目すべき表現がなされているのである。

これは明らかに天照八幡等の日本国守護の善神は、(8)の文で既に示されている如く法華經守護と云う基本線に於て、「同心」であり、更に此の場合は単に「神道」に於ける主神と云うにとどまらず、仏教に於ける本仏の分身教体

として、法華本門の「開会」の立場で表されているものと云うことが出来よう。尚、八幡については、剃髮姿の「僧形八幡」が、相当に古い頃（平安初期）からあったようであり、神仏習合の一つの現れとして考えられている。これは明らかに神道の神が、仏教の影響を強く受けたためであって、日蓮聖人の場合は、単なる形の上だけでなく、徹底した神格への影響までもが感じとれるのである。

かくして日蓮聖人の宗教の中には、日本古来からの宗教である神道の代表神たる天照八幡等を包含し、これを法華経の守護神として開会し、その上、曼陀羅本尊の中には、本仏分身の諸仏の一員として、その名目をつらねるに至っているのである。これは又一つに法華経の包容性に富んでいる一面を示唆したものと考えることが出来るであろう。

曼陀羅本尊については『本尊鈔』を中心として、『日女御前御返事』等に図顕の詳しい解説がなされているが、天照八幡は日本国守護と法華経守護の双方の立場から、妙法大曼陀羅の中には、そのほとんどに名目が掲げられているのを見ても、聖人の関心の度合を知ることが出来るであろう。

(11) 「其本尊、為_レ体本師、娑婆、上宝塔居、空、塔中、妙法蓮華経、左右釈迦牟尼仏・多宝仏・釈尊脇士、上行等、四菩薩、（乃至）十方諸仏、処_ニ大地_上。表_ニ迹_三迹_三迹_三迹_三故也。」⁽¹¹⁾

(12) 「日本国の守護神たる天照太神・八幡大菩薩・天神七代・地神五代の神々、総じて大小神祇等体の神つらなる、其余の用の神豈もるべきや。」⁽¹²⁾

右は何れも大曼陀羅に関する祖文であるが、(12)は(11)を更に詳細に解説されたものと見てよいであろう。曼陀羅が「諸仏集」の意味を持つものであることは、既に周知だが、かゝる意味から考えて、曼陀羅中の諸仏諸神は、いづれも守護の諸天を代表するところのものであって、特に選ばれてその名目を掲げているのであり、名目の掲げられていない

体・用のすべての諸天を代表する存在であるとみなすことが出来る。しかも此の諸天はその他の大衆と共に「此御本尊の中に住し給ひ、妙法五字の光明にてらされて本有の尊形となる。」とあり、正法の威光によって初めて威力を倍増することが可能となるのである。故に正法が失れた国土にあっては、これらの諸天が、守護の力をうる事が出来ず、天照八幡と雖も捨国去処せざるをえなくなるのである。妙法五字の光明にてらされることにより、更にその正法の法味をなめることによって、威光を増し尊形たりうると云うところに、法華経の絶対性が存し、天照八幡もその中に包含されることによって、逆に真価を発揮することができるのである。

しかるに聖人の出世された当時に於ては、正法の弘布がみられず、「天照太神の内侍所も八幡大菩薩の百王守護の御ちかひも、いかでか叶はせ給ふべき」^①現状にあったのであり、「国すでに亡びなんとす」る有様であった。聖人は『安国論』にも示されている如く、此の滅びようとしている現実の国土を救済するためにも、天照八幡の守護によって災難をまぬがれる為にも、正法弘布が絶対必要な先決条件であると考え、その弘布に挺身されたのである。即ち、聖人の関心は超越的な観念世界・到来の世ではなく、常に現実の国土に向けられていたことがわかるのである。「娑婆即寂光」と云い、「立正安国」と云う言葉が、最もよくその意味を表しているものと云えよう。

六

次に、聖人の図顕による妙法大曼陀羅中の天照八幡について一見してみよう。此の大曼陀羅図顕は聖人の宗教に於ける最も代表的な特色の一つであり、門弟檀越に授与された数は、現存の御真蹟百三十幅に及んでいる。

初期の文永十一年十二年頃の大曼陀羅には、「南無天照太神正八幡等」と一行に記されているのが多く、曼陀羅中

の位置は、首題の左側で迹化の菩薩・声聞衆に続いて第二段目に配列しておられる。「南無天照八幡等」(文永十年七月)「南無天照八幡等諸仏」(文永十一年十二月)等となり、更には「大日本国天照太神八幡大菩薩等」(文永十一年七月)と記されている例もみられる。文字の上に多少の相異が見られる程度で、位置は全く変わっていないのであるが、次の建治年中に移ると、しばしばその配列の上に移動が生じてくるのが見られる。即ち、『御本尊集』第二十六(建治元年十月)の大曼陀羅には、首題の右側二段目に「天照太神」とあり、その左側に「八幡等」とあって、両側に分れて配列されており、同年十一月の大曼陀羅(御本尊集第二十七)には、「天照太神」「正八幡等」と二行にわけて首題の左側三段目に配列されている。「南無」の二字が冠されていないのも此の頃からである。

建治三年十月には再び首題の左右に別れ、右に「天照太神」左に「正八幡宮」となり、「経」の字の下か、又はその両側に配されている場合が多い。続いて弘安年中には、ほぼ位置は固定化して変化はあまりみられなくなり、「天照太神」「八幡大菩薩」と云う名称も定着をみせている。但し、爰に例外として考えられるものに、建治元年十一月の大曼陀羅(身延曾存)では、天照と八幡の座配が入れ違いになっており、「正八幡等」が首題の右に来て、「天照太神」が左に入っているのが見られる。^⑩尚、聖人御執筆の大曼陀羅中で建治以降に此の天照八幡の二神を闕くものは、ほんの数幅にしかならない点も注目すべきことと云えるであろう。

こうした点を考えに入れて、聖人の大曼陀羅を拝する時、「本尊」としての意義を持つ一面、「守護」の意味をも持つものであり、「お守り」としての性格を充分備えたものであることが知れよう。つまり曼陀羅は「守り本尊」としての意義を持つものとして、其の他の木画像の本尊と共に、信仰の対象として、古くから尊崇されて来たこととなるのである。

かくして、聖人により大曼陀羅の中に函顕された天照八幡は、もはや単なる神道で規定した「地神」或いは「人王」と云うのみの存在ではなく、妙法五字の光明にてらされた本仏の分身散体として、法華経守護を司る善神たることは、既に前述せし如くである。「諫曉八幡抄」には、八幡をさして「本地釈迦如来にして、月氏国に出でては正直捨方便の法華経を説給、垂迹日本国生ては正直の頂にすみ給ふ。」と八幡の本地垂迹を明らかにしておられるのである。更に『妙法比丘尼御書』には、「天神七代・地神五代（乃至）神と王とすら釈迦仏の所従なり。」と述べている。

尚、聖人は後年法華経の行者「本化」としての立場から、「日蓮は幼若の者なれども、法華経を弘れば釈迦仏の御使ぞかし。わづかの天照太神・正八幡などと申すは此国には重ずけれども、梵・釈・日月・四天に対すれば小神ぞかし。」と述べ、更に「教主釈尊の御使なれば天照太神正八幡宮も頭をかたづけ、手を合て地に伏し給べき事也。」と、きわめて強い態度を表しておられるが、これはあく迄、「仏使」としての自覚の上に立たれた本化の導師が、法華経守護神の加護を要請されたものと見ることができるのである。「日蓮は幼若の者」であるが、所持の經典は「三世諸仏の魂」である法華経であり、是を弘める本仏の使者たる「本化」であつてみれば、守護の善神も又此の導師に付いて晝夜に給仕加護を為すものでなくてはならない、とするのであつて、聖人の強い宗教体験から発したものであり、釈尊の根本精神を正統に継承する聖人の「本化仏使」としての面目躍如たるものが窺える一文と云えよう。

然し乍ら聖人は、その晩年身延で著された『撰時抄』の末文に示されておられる如く、此の日本国に於て法華経を弘むる者は、教主釈尊を始めとして、十方分身の諸仏・地涌千界の菩薩等、すべての諸天善神の守護がなければ、たとえ一日片時と雖も安穩には過せないであろうと記されている如くであつて、聖人の法華経応護の諸天に対する関心は、極めて深く、不可欠の存在であつたことが理解出来よう。

特にわが国を守護の領域として担当する「天照・八幡」については、上米の考察から見ても知れる如く、「法華経行者守護」と、わが国土を昼夜に守り、朝夕に見そなわす使命を持った普神として、篤い信奉がよせられていたことがわかるのである。

聖人幼少の頃からの天照八幡に対する関心は、仏教の研鑽と共に上昇し、特に法華経本門の「開会」によってその本地を極め、本仏との関連を明白化するに至ったのである。聖人叡山に於ける研鑽を終えられ、一代仏法中の眼目正法を把握せられ、將に立教開宗を宣しようとして決意せられた時、先ず伊勢大廟に参じ、弘教に対する守護を祈ったと伝えられているが、初めに挙げた(1)の祖文、及び「日蓮は日本国の中には安州のものなり、総じて彼国は天照太神の住初給ひし国なりといへり、(乃至)かゝるいみじき国なれば定で故ぞ候らん。いかなる宿習にてや候らん、日蓮又彼國に生れたり、第一の果報なるなり。」と云う文から推して、しかるべく考えられて来るであろう。^{②③}

聖人の天照・八幡を中心とするわが国の神祇観は、このように御聖誕の当初から幼少時・立教開宗時をへて、鎌倉・竜ノ口更に晩年の身延山に至るまで、そのご生涯を通じて主要な守護神の一員として、極めて重きを置いて来られたであろうことが以上の所論により推察できうるのである。

〔註〕

- | | | | |
|---|------------------------------------|------------|------|
| ① | 新尼御前御返事 | 定遺 | 八六八頁 |
| ② | 立正安國論 | 同 | 二一三頁 |
| ③ | 安樂行品第十四 | 大正蔵九一—一三八C | |
| ④ | 『日蓮聖人と守護神信仰』(「樓神」第三十三号の拙稿を参照されたい。) | | |
| ⑤ | 諫暁八幡抄 | 定遺一、八四二頁 | |
| ⑥ | 同 | 同 | |
| ⑦ | 月満御前御書 | 定遺 | 四八五頁 |
| ⑧ | 神國王御書 | 同 | 八七八頁 |

⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓

四条金吾許御文 同 一、八二一頁
 真言七重勝劣 同 二、三一八頁
 高橋入道殿御返事 同 一、〇九〇頁
 神国王御書 同 八八二頁
 開目鈔 同 五四二頁
 御本尊集第十六。保田・妙本寺藏。(万年救護の御本尊)
 観心本尊鈔 定遺 七一二頁
 日女御前御返事 同 一、三七五頁
 神国王御書 同 八九〇頁
 「大崎学報」第一〇二号参照。
 諫曉八幡抄 定遺 一、八四九頁
 種種御振舞御書 同 九七六頁
 『日蓮聖人の生涯』(塩田義遜博士)六四頁参照。
 弥源大殿御返事 定遺 八〇七頁
 聖人は天照と日天との関係についても、関心を持っておられたのであるが、この問題については、「棲神」第三十三号の拙稿を参照されたい。